

SDGs “持続可能な養老のまちづくり”

ごみの量を減らすために自分たちでできることから始めましょう。どんなものも、ルールに従って正しく処分する意識が大切です。

焼やせないごみの正しい出し方

小型電化製品（掃除機、アイロン、扇風機、電子レンジなど）

電池が入っている場合は必ず外すこと。

縦 10cm、横 30cm までの小型家電は、町役場や各地区公民館などに設置されている回収ボックスへ。

金属類（鍋、傘、カセットコンロ、アルミ箔、塗料缶など）

塗料やオイル、ワックスの入っていた缶は、中身を空にしてから出してください。

スプレー缶・エアゾール缶など

中身を完全に使い切ってから、缶に穴を開けて出してください。

ポリタンク

中身を空にしてキャップははずしてください。

ガラス類・刃物類

厚めの紙に包んで出してください。

蛍光管・電球

蛍光管は有害ごみ、電球は燃やせないごみとして出してください。

プラスチック製容器包装の分別作業は手作業で行っているため、不適切なものが混入していると作業員が負傷する原因となり、とても危険です。また、プラスチックでできているものでも、リチウムイオン電池が含まれているものやライターなど、発火するおそれがあるものは適切に処分しましょう。



プラスチック製容器包装の分別作業風景

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」 をご利用ください

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、お手持ちのスマートフォンなどを利用して、ごみの分別方法や収集日などを調べることができるアプリです。また、収集日の前日や当日の設定した時間に通知を受け取ることもできる便利な機能もあります。今回、新たに「さんあ〜る」の外国語版の配信を始めました。ご使用のスマートフォンやタブレット端末の言語設定により自動的に対応します。対応言語は英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語です。ぜひご利用ください。

ご利用方法

（利用料無料、通信料利用者負担）

App StoreまたはGoogle playから「さんあ〜る」で検索しインストールしてください。



iPhoneなどのiOS端末



Android端末

問 住民環境課 ☎32-1104

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ（追納制度について）

国民年金保険料（以下、年金保険料という）の全額・一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、年金保険料を全額納めた場合と比べて、老齢基礎年金（65歳から受け取ることのできる年金）の受け取り額が少なくなります。

免除などの承認を受けた期間の年金保険料は、10年以内であれば遡って古い月分から追納することにより、将来受け取ることのできる老齢基礎年金を増やすことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の年金保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき年金保険料を納付していない場合は追納できません。（例：3／4免除の期間を追納する場合は、残りの1／4の年金保険料を納めている必要があります）

※追納の申し込み・相談は大垣年金事務所へご連絡ください。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104